

第4章 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

本制度が施行された昭和26年12月から平成30年度末までに、1,150件の意見照会への回答事案等が終結している。平成30年度に係属した事案は、前年度から繰り越された25件と30年度に新たに受け付けた4件の計29件であり、このうち27件が同年度中に処理され、残りの2件が翌年度に繰り越された（表2-4-1）。

表2-4-1 意見照会への回答等の処理件数

	平成31年3月末現在		(参考) 30年度 係属件数
	処理件数	30年度 処理件数	
総数（昭和26年から平成31年3月末までに終結したもの）	1,150	27	29
土地収用法に基づく事業認定、収用裁決等の処分に対する審査請求に関する意見照会 （国土交通大臣）	1,137	26	28
事業認定に関する処分に対する審査請求に関する意見照会 （処分庁 国土交通大臣等）	256	22	22
事業認定に関する処分に対する審査請求に関する意見照会 （処分庁 都道府県知事）	19	0	0
収用委員会の裁決に対する審査請求に関する意見照会	862	4	6
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号。以下「駐留軍用地特措法」という。）に基づく土地等の使用又は収用の認定、収用裁決等の処分に対する審査請求に関する意見照会 （防衛大臣）	2	0	0
鉱業法に基づく承認申請（公共施設等の周辺での鉱物掘採の際に必要な管理人の承諾に代わる経済産業局長の決定について） （経済産業大臣）	1	0	0
採石法に基づく承認申請（採石権の設定等及び採石権設定に代わる土地買取り等についての経済産業局長の決定について） （経済産業局長）	8	1	1
森林法に基づく森林から木材等を搬出する者の土地使用に関する都道府県知事の認可・裁定等の処分に対する不服申立てに関する意見照会 （農林水産大臣）	2	0	0

(注) 1 「事業認定に関する処分に対する審査請求」欄の「国土交通大臣等」は、土地収用法施行規則第26条の規定に基づき、地方整備局長及び北海道開発局長に権限が委任された場合を含む。

2 駐留軍用地特措法に基づく土地等の使用又は収用に関しては、土地収用法第131条等の規定が適用される（駐留軍用地特措法第14条）。

3 森林法に基づく意見照会については、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号、平成12年4月1日施行）により廃止。

第1節 平成30年度に係属した意見照会事案

平成30年度に係属した意見照会事案の概要は、次のとおりである。

1 公調委平成27年（イ）第5号事件

（ダム建設工事及びこれに伴う道路付替工事事業に係る国土交通大臣（地方整備局長）による土地収用法に基づく事業認定に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、ダム建設工事等事業に係る土地収用法第17条第1項の規定に基づく事業認定に対し、当該事業用地の所有者等である審査請求人らが、当該事業の起業者、事業計画及び事業を行う必要性はそれぞれ同法第20条第2号ないし第4号の要件を満たさず、かつ、事業認定に至る手続に違法ないし不当な点があることを理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対して審査請求したものである。
- (2) 審査請求人 土地所有者等64人
- (3) 審査請求のあった日 平成25年10月1日～7日
- (4) 意見照会の受付日 平成27年3月19日
- (5) 回答日 平成31年1月16日
- (6) 回答内容 本件審査請求は、審査請求人らの主張の一部については調査検討の上結論を出すべきであるが、その余の主張に係る審査請求は理由がないものとする。

2 公調委平成27年（イ）第7号事件

（ダム建設工事及びこれに伴う道路付替工事事業に係る国土交通大臣（地方整備局長）による土地収用法に基づく事業認定に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、ダム建設工事等事業に係る土地収用法第17条第1項の規定に基づく事業認定に対し、当該事業用地の所有者である審査請求人が、当該事業の起業者、事業計画及び事業を行う必要性はそれぞれ同法第20条第2号ないし第4号の要件を満たさず、かつ、事業認定に至る手続に違法ないし不当な点があることを理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対して審査請求したものである。
- (2) 審査請求人 土地所有者1人
- (3) 審査請求のあった日 平成25年10月7日
- (4) 意見照会の受付日 平成27年3月19日
- (5) 回答日 平成31年1月16日
- (6) 回答内容 本件審査請求は、審査請求人の主張の一部については調査検討の上結論を出すべきであるが、その余の主張に係る審査請求は理由がないものとする。

3 公調委平成 28 年（イ）第 9 号事件

（ダム建設工事及びこれに伴う道路付替工事事業に係る国土交通大臣（地方整備局長）による土地収用法に基づく事業認定に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、ダム建設工事等事業に係る土地収用法第17条第1項の規定に基づく事業認定に対し、当該事業用地の所有者である審査請求人らが、当該事業の起業者、事業計画及び事業を行う必要性はそれぞれ同法第20条第2号ないし第4号の要件を満たさないことを理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対して審査請求したものである。
- (2) 審査請求人 土地所有者3人
- (3) 審査請求のあった日 平成25年10月4日
- (4) 意見照会の受付日 平成28年12月15日
- (5) 回答日 平成31年2月19日
- (6) 回答内容 本件審査請求は、審査請求人らの主張の一部については調査検討の上結論を出すべきであるが、その余の主張に係る審査請求は理由がないものとする。

4 公調委平成 28 年（イ）第 10 号事件

（ダム建設工事及びこれに伴う道路付替工事事業に係る国土交通大臣（地方整備局長）による土地収用法に基づく事業認定に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、ダム建設工事等事業に係る土地収用法第17条第1項の規定に基づく事業認定に対し、当該事業用地の所有者等である審査請求人らが、当該事業の起業者、事業計画及び事業を行う必要性はそれぞれ同法第20条第2号ないし第4号の要件を満たさず、かつ、事業認定に至る手続に違法ないし不当な点があることを理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対して審査請求したものである。
- (2) 審査請求人 土地所有者等65人
- (3) 審査請求のあった日 平成25年10月5日
- (4) 意見照会の受付日 平成28年12月15日
- (5) 回答日 平成31年1月16日
- (6) 回答内容 本件審査請求は、審査請求人らの主張の一部については調査検討の上結論を出すべきであるが、その余の主張に係る審査請求は理由がないものとする。

5～21 公調委平成 28 年（イ）第 11 号～第 27 号事件（計 17 件）

（ダム建設工事及びこれに伴う道路付替工事事業に係る国土交通大臣（地方整備局長）による土地収用法に基づく事業認定に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事 案 の 概 要 本件は、ダム建設工事等事業に係る土地収用法第17条第1項の規定に基づく事業認定に対し、当該事業用地の所有者等である審査請求人が、当該事業の起業者、事業計画及び事業を行う必要性はそれぞれ同法第20条第2号ないし第4号の要件を満たさず、かつ、事業認定に至る手続に違法ないし不当な点があることを理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対して審査請求したものである。
- (2) 審 査 請 求 人 土地所有者等各1人（計17人）
- (3) 審査請求のあった日 平成25年10月2日又は7日
- (4) 意見照会の受付日 平成28年12月15日
- (5) 回 答 日 平成31年1月16日
- (6) 回 答 内 容 本件審査請求は、審査請求人の主張の一部については調査検討の上結論を出すべきであるが、その余の主張に係る審査請求は理由がないものとする。

22 公調委平成29年（イ）第2号事件

（ダム建設工事及びこれに伴う道路付替工事事業に係る国土交通大臣（地方整備局長）による土地収用法に基づく事業認定に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事 案 の 概 要 本件は、ダム建設工事等事業に係る土地収用法第17条第1項の規定に基づく事業認定に対し、当該事業用地の所有者である審査請求人が、当該事業の起業者、事業計画及び事業を行う必要性はそれぞれ同法第20条第2号ないし第4号の要件を満たさず、かつ、事業認定に至る手続に違法ないし不当な点があることを理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対して審査請求したものである。
- (2) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (3) 審査請求のあった日 平成25年10月7日
- (4) 意見照会の受付日 平成29年3月30日
- (5) 回 答 日 平成31年3月28日
- (6) 回 答 内 容 本件審査請求は、審査請求人の主張の一部については調査検討の上結論を出すべきであるが、その余の主張に係る審査請求は理由がないものとする。

23 公調委平成29年（イ）第3号事件

（道路新設工事及びこれに伴う導水路付替工事事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事 案 の 概 要 本件は、道路新設工事等事業に係る土地収用法第47条の2第1項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用

対象地の所有者兼関係人である審査請求人が、替地による補償が認められなかったこと、本件道路の場所は変更すべきこと等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。

- (2) 審査請求人 土地所有者兼関係人 1人
- (3) 審査請求のあった日 平成28年10月26日
- (4) 意見照会の受付日 平成29年6月2日
- (5) 回答日 平成30年5月24日
- (6) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

24 公調委平成29年（イ）第4号事件

（道路改築工事事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、道路改築工事事業に係る土地収用法第47条の2第1項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者兼関係人である審査請求人が、収用対象地の収用が土地収用法上の収用に係る要件に反していること、権利者を誤認していること、交渉過程の起業者の行為に問題があること等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。
- (2) 審査請求人 土地所有者兼関係人 1人
- (3) 審査請求のあった日 平成28年11月28日
- (4) 意見照会の受付日 平成29年9月12日
- (5) 回答日 平成30年9月26日
- (6) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

25 公調委平成29年（イ）第5号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、道路事業に係る土地収用法第47条の2第1項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者兼関係人である審査請求人が、再開発エリアを一斉に収用しないのは不公平なこと、明渡期限の法的根拠が示されないこと、交渉過程で起業者により違法行為が行われたこと、裁決後の起業者の行為に問題があること等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。
- (2) 審査請求人 土地所有者兼関係人 1人
- (3) 審査請求のあった日 平成29年2月13日

- (4) 意見照会の受付日 平成29年9月12日
- (5) 回 答 日 平成30年12月21日
- (6) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

26 公調委平成30年（イ）第1号事件

（ダム建設工事及びこれに伴う道路付替工事事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事 案 の 概 要 本件は、ダム建設工事等事業に係る土地収用法第47条の2第1項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者兼関係人である審査請求人が、補償金の額が地目や現況と異なる評価で算出されたこと、移植予定の立木の補償には応じられないこと、交渉過程における起業者の約束が守られていないこと等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。
- (2) 審 査 請 求 人 土地所有者兼関係人1人
- (3) 審査請求のあった日 平成29年9月25日
- (4) 意見照会の受付日 平成30年5月30日
- (5) 回 答 日 平成31年3月18日
- (6) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

27 公調委平成31年（イ）第1号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 審 査 請 求 人 準関係人2人
- (2) 審査請求のあった日 平成29年4月10日
- (3) 意見照会の受付日 平成31年3月1日

28 公調委平成31年（イ）第2号事件

（道路改築工事並びにこれに伴う道路及び水路付替工事事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 審 査 請 求 人 土地所有者兼関係人2人
- (2) 審査請求のあった日 平成29年2月15日
- (3) 意見照会の受付日 平成31年3月1日

第2節 平成30年度に係属した承認申請事案

平成30年度における承認申請事案の概要は、次のとおりである。

公調委平成30年（承）第1号事件

（採石権存続期間更新に関する中国経済産業局長採石法第28条決定承認申請）

申請人は、A団体（申請地の土地所有者）との間で昭和30年代初頭、申請地に10年間の採石権設定契約を締結し、以降10年ごとに両者の任意により契約を更新してきたところ、平成20年11月22日に現在の採石権設定契約を締結した（契約期間は平成21年2月1日～平成31年1月31日）。

A団体は、平成25年9月に臨時総会を開催し、同年2月に発覚した申請地周辺で起きた土砂崩落への対処の不履行等により申請者との信頼関係が破壊されていることを理由に、採石権延長の不同意を決議した。申請人は、平成28年9月にA団体を相手方とする採石権設定契約期間満了後の契約延長を内容とする調停を申立てたが、不調に終わった。また、同年11月にはA団体を被告とする採石権設定登記手続を求めて提訴し、認容判決が下されたものの、平成29年7月、A団体を被告とする採石期間延長を不同意とする意思表示の無効確認を求めて提訴したが、却下判決が下された。このため、申請人は採石権の存続期間の更新に関して協議が調わないとして、平成30年8月2日付けで、中国経済産業局長に対し、採石法第28条の規定に基づく採石権存続期間更新の決定を申請した。

中国経済産業局長は、同法第17条の規定に基づき平成30年9月20日に申請人及びA団体から意見を聴取した上で、砕石出荷動向、砕石生産余力等を検証したところ、岩石資源が不足する蓋然性は認められないこと及びA団体は採石以外の具体的な土地利用の構想があると説明しており、採石権の更新が土地所有権の制限にならないとは認められないことを理由に、申請を棄却する決定を行うべく、同法第30条の規定で準用する同法第18条の規定に基づき、同年10月11日付けで公害等調整委員会の承認を求めてきたものである。

公害等調整委員会は、申請書及び添付一件書類を審査した結果、平成30年12月7日付けで、本件を承認する旨回答した。